

2020年11月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
(東証第一部・コード：7148)
問 合 せ 先 経 理 1 部 長 坪 内 悠 介
(TEL. 03-5288-5691)

任意組合方式でのリース事業案件の組成及び子会社の異動に関するお知らせ

当社グループは、任意組合方式でのリース事業案件を組成することとし、また組成する民法上の任意組合が当社の子会社に該当することになるため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 任意組合の組成について

当社グループは、この度、信託受益権を投資対象とする任意組合（民法第667条第1項に規定する組合契約）方式での航空機リース事業案件を組成することといたしました。

本案件は、当社の連結子会社である株式会社FPG証券と当社子会社2社が米国航空機信託受益権を主たる信託財産とする信託受益権を管理運用する任意組合を組成し、その後、株式会社FPG証券が引受けをした任意組合出資持分を当社の媒介により投資家に譲渡することで、米国航空機信託受益権の運用・売却から生じる損益等が投資家に帰属するものです。

米国航空機信託受益権は、運用型信託会社の免許を有する株式会社FPG信託が受託者として信託契約に従い管理運用し（注）、当該米国航空機信託受益権を主たる信託財産とする信託受益権を任意組合が管理運用します。当該信託受益権は現在当社が保有しており、これを本任意組合に譲渡するものです。

当社はグループ各社と協働して本案件の企画推進を行うとともに、その販売ネットワークを活用し、第二種金融商品取引業者として、任意組合出資持分の投資家への譲渡の媒介を行います。

なお、本任意組合は主に有価証券への投資を出資対象事業とするものですが、本任意組合の業務執行組合員は、組合財産の投資運用を行う権限の全部を投資運用業者である株式会社FPG証券に一任いたします。

本案件は、当社グループの金融ライセンスを有機的に活用することで実現するもので、今後も新たに金融ライセンスを取得するなどして様々な商品を提供してまいります。

（注）米国のレギュレーションにより、米国の航空会社にリースを行う航空機の所有者は米国籍であることが求められるため、株式会社FPG信託は当該航空機の所有者にならず、米国信託会社を受託者とする米国航空機信託受益権を保有し、米国信託会社を当該航空機の所有者として登録するものです。

2. 子会社の異動について

本任意組合が保有することとなる米国航空機信託受益権は、既に「金銭の信託」として当社の資産に計上済ですが、当社子会社を通じて保有することとなる本任意組合の出資総額が当社の資本金の10%を超えることとなり、当社の特定子会社に該当するため、本開示を行うものです。

(1) 組合の名称	F P G 航空機賃貸事業組合第2号
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号
(3) 業務執行組合員	株式会社F L I P第1000号
(4) 設立根拠	民法に基づく任意組合
(5) 組成日	2020年11月27日(予定)
(6) 組合の事業目的	航空機賃貸事業
(7) 出資の総額	42.71百万USドル
(8) 出資者・ 出資持分比率	株式会社F P G証券 99.996% 株式会社F L I P第1000号(当社子会社) 0.002% 株式会社F L I P第1001号(当社子会社) 0.002%

3. 日程(予定)

任意組合組成決定日 2020年11月26日

任意組合契約日 2020年11月27日

4. 今後の見通し

現時点では、2021年9月期の業績予想に与える影響に重要性はないと判断しております。今後、業績予想の見直しが必要になった場合および公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせします。

以 上